

令和4年4月21日

ご契約者 各位

大和リビング株式会社

## 賃貸住宅管理業者登録番号のお知らせ（重要）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）の施行に伴い、賃貸住宅管理業者としての登録申請を行っておりましたが、去る4月14日に国土交通省より登録番号が交付されましたのでお知らせ致します。なお、令和4年4月15日以降に重要事項説明を受けられたご契約者様については、当該登録番号（下記表中の下線部分）は既に交付済みの重要事項説明書に記載すべき事項でございますので、大変お手数ですが、ご確認をお願い申し上げます。

記

<重要事項説明書に記載すべき賃貸住宅管理業者の登録内容>

管理業者登録番号	<u>国土交通大臣（2）第4656号</u>
----------	------------------------

※ご契約者様に関する部分を除き、弊社ウェブサイトにも同内容で掲載しております。

[https://www.daiwaliving.co.jp/article\\_files\\_notice/real\\_article\\_files/00000179/62610ab6181c2.pdf](https://www.daiwaliving.co.jp/article_files_notice/real_article_files/00000179/62610ab6181c2.pdf)

以上